1　処分をした年月日　平成28年２月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社筑豊製作所　麻生　　誠　福岡県糟屋郡新宮町的野香ノ木741－１　国土交通大臣許可（般―26）第14301号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年10月28日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 28 年２月 24 日
九州地方整備局長　鈴木　弘之
1　処分をした年月日　平成28年２月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　トキワ電気工事株式会社　江口健一郎　大分県中津市沖代町１－４－28　国土交通大臣許可（般特－22）第849号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年11月24日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 28 年２月 24 日
九州地方整備局長　鈴木　弘之
1　処分をした年月日　平成28年２月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　雄健工業株式会社　出井　次雄　熊本県玉名郡長洲町名石浜21－13　国土交通大臣許可（般特－25）第22835号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年12月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 28 年２月 24 日
九州地方整備局長　鈴木　弘之
1　処分をした年月日　平成28年２月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社エヌ・エス・ピー　海江田照雄　宮崎県都城市太郎坊町2111－１　国土交通大臣許可（般－27）第26016号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（塗装工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年12月11日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 28 年２月 24 日
九州地方整備局長　鈴木　弘之
1　処分をした年月日　平成28年２月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ホームテック株式会社　小笠原良安　福岡県福岡市東区二又瀬新町14―20　国土交通大臣許可（般―22）第21496号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（左官工事業、石工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年12月18日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成 28 年２月 24 日
九州地方整備局長　鈴木　弘之
1　処分をした年月日　平成28年２月１日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新日本通信工業株式会社　中嶋　　優　熊本県上益城郡御船町高木2425　国土交通大臣許可（般―26）第23076号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成27年12月22日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２８年（家）第４００３号
新潟県上越市本町３丁目３番３号　ダイアパレス高田弐番館１階
申立人　朝日　　啓
本籍新潟県上越市頸城区下神原275番地、最後の住所新潟県上越市新光町３丁目10番31号特別養護老人ホーム新光園、死亡の場所新潟県上越市、死亡年月日平成27年12月20日、出生の場所新潟県中頸城郡潟町村、出生年月日昭和３年５月14日、職業無職
被相続人　亡　柏野　辰夫
新潟県上越市本町３丁目３番３号　ダイアパレス高田弐番館１階
相続財産管理人　弁護士　朝日　　啓
新潟家庭裁判所高田支部

平成２７年（家）第１６７１号
神戸市中央区相生町１丁目２番１号　東成ビル４階
申立人　弁護士　濱本　　由
本籍神戸市灘区篠原本町４丁目32番地、最後の住所神戸市長田区林山町８番地の５　クレセント長田207号、死亡の場所神戸市長田区、死亡年月日平成27年10月19日、出生の場所神戸市葺合区、出生年月日昭和17年３月13日、職業不明
被相続人　亡　福田　道忠
事務所　神戸市中央区海岸通８番地　神港ビル７階　神戸海都法律事務所
相続財産管理人　弁護士　向山　大輔
神戸家庭裁判所

平成２８年（家）第３００１号
熊本県菊池郡大津町大字杉水2672番地
申立人　杉水沙奈映
本籍熊本県上益城郡嘉島町大字下六嘉3788番地、最後の住所アメリカ合衆国以下不詳、死亡の場所不明、死亡年月日死亡とみなされる日昭和36年３月31日、出生の場所米領ハワイ県オアフ島、出生年月日昭和２年３月１日、職業不明
被相続人　亡　大森　和枝
事務所熊本市北区清水新地６丁目１番15号パル新地Ａ101号
相続財産管理人　司法書士　末松　恵美
熊本家庭裁判所

平成２７年（家）第２８４号
盛岡市中央通１丁目６番７号
申立人　株式会社北日本銀行
本籍岩手県花巻市石鳥谷町新堀第25地割９番地、最後の住所岩手県二戸郡一戸町小繋字下平80番地、死亡の場所岩手県二戸郡一戸町、死亡年月日平成20年12月２日、出生の場所岩手県稗貫郡新堀村、出生年月日昭和13年５月27日、職業不詳
被相続人　亡　藤根　啓司
事務所　盛岡市菜園２丁目７番33号　ジェネラス菜園・公園通り２階　山中法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山中　俊介
盛岡家庭裁判所二戸支部

平成２７年（家）第３０２８２号
東京都港区西新橋１丁目３番１号
申立人　日立キャピタル債権回収株式会社
本籍福島県河沼郡会津坂下町大字長井字横岩4609番地、最後の住所千葉県市原市八幡2181番地１グランコート浜野310、死亡の場所千葉県市原市、死亡年月日平成27年５月15日、出生の場所福島県河沼郡会津坂下町、出生年月日昭和25年１月３日、職業不詳
被相続人　亡　岩渕　　正
事務所　千葉市中央区中央４丁目17番３号袖ケ浦ビル６階佐野総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　飯田　晃久
千葉家庭裁判所